

令和 2 年 12 月 25 日

練馬区における移動制約者の現況について

運営協議会では、移動制約者の方々の状況や、練馬区地域におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、練馬区地域において NPO 等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。

この資料は、協議を行うための基礎資料としてご用意しています。

1. 練馬区の現況

(1) 区の人口

区の人口は、令和 2 年 1 月 1 日現在、739,435 人（377,837 世帯）であり、年齢 3 区分別人口構成は、下表のとおりである。

（各年 1 月 1 日現在・単位：人）

区分	H30	H31	R2	R2 における 構成比（%）
年少人口 （0～14 歳）	88,117	87,955	88,000	11.9%
生産年齢人口 （15～64 歳）	481,888	484,957	490,944	66.4%
老年人口 （65 歳以上）	158,474	159,521	160,491	21.7%
合計	728,479	732,433	739,435	—

(2) 公共交通機関

区内を東西方向に走る西武池袋線や西武新宿線、板橋区との区境を走る東武東上線の各鉄道路線は、南北の間隔が広い。これら路線の各駅をつなぐ路線バスが、区民の日常生活の「足」となっており、区内では、西武、国際興業、関東、京王、都営の 5 つの事業者により、約 160 系統が運行されている。

しかし、区内は狭い道路が多いことなどから、路線バスの運行がない地域や 1 日の運行回数が少ない地域がある。そのため、区は、「公共交通空白地域（ ）改善計画」を策定し、計画に基づく既存路線バスの再編などにより公共交通空白地域の改善に取り組んでいる。

また、路線バスを補完するものとして、区運営のコミュニティバス「みどりバス」を区内 6 ルートで運行している。

公共交通空白地域・・・鉄道駅から 800m 以上、かつ 30 分に 1 便以上運行しているバス停から 300m 以上離れ、公共交通を利用しづらい地域。

2. 高齢者の状況

- (1) 65歳以上人口 161,729名(令和2年3月31日現在)
 (2) 高齢化率 21.8%(同上)
 (3) 要介護・要支援認定者数

(各年3月31日現在・単位：人)

区分	H30	H31	R2
要支援1	3,614	4,127	4,504
要支援2	3,992	4,174	4,208
要介護1	6,086	6,230	6,465
要介護2	6,974	7,248	7,133
要介護3	4,531(105)	4,606(104)	4,715(101)
要介護4	3,973(87)	4,176(71)	4,266(85)
要介護5	3,388(109)	3,394(105)	3,507(112)
計	32,558	33,955	34,798

網掛け...リフト付福祉タクシー事業の対象となる認定の区分。

なお、()内の数は、全体の認定者数のうち、リフト付福祉タクシー事業の対象とならない65歳未満の認定者数。

3. 障害者の状況

- (1) 身体障害者手帳交付者数

(各年3月31日現在・単位：人)

区分	H30	H31	R2
視覚障害	1,421	1,444	1,464
聴覚機能平衡障害	1,976	1,985	2,044
音声言語障害	254	244	250
内部障害	6,937	7,019	7,102
肢体不自由	9,722	9,651	9,545
合計	20,310	20,343	20,405

福祉タクシー券の対象となるのは、網掛けの手帳交付者数のうち3級以上の者
 肢体不自由のうち該当となるのは、下肢機能・体幹機能・移動機能

- (2) 愛の手帳(知的障害者)交付者数

(各年3月31日現在・単位：人)

区分	H30	H31	R2
最重度(1度)	181	190	196
重度(2度)	1,278	1,285	1,289
中度(3度)	1,105	1,141	1,147
軽度(4度)	2,261	2,356	2,418
合計	4,825	4,972	5,050

網掛け...福祉タクシー券の対象となる障害の区分

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年3月31日現在・単位：人)

H30	H31	R2
6,467	7,001	7,560

4. 難病者および人工透析の状況

(1) 難病等医療費助成認定件数

(各年3月31日現在・単位：人)

	H30	H31	R2
総数	9,553	4,914	5,584
男	3,893	2,129	2,323
女	5,660	2,785	3,261

難病医療費助成(国指定難病)は、平成29年12月に経過措置が終了し、本則認定者のみとなった。平成29年度に限り経過措置認定者数および本則認定者を重複して計算している。

(2) 特殊医療費助成認定者数のうち「人工透析を必要とする腎不全の人数」

(各年3月31日現在・単位：人)

	H30	H31	R2
総数	1,776	1,587	1,612
男	1,213	1,105	1,125
女	563	482	487

5. 練馬区における外出支援事業

練馬区における外出支援事業は、主として身体障害者と知的障害者を対象としており、次のような制度があります。

種別	制度の内容	対象	実績(元年度)
福祉タクシー券	月額3,500円のタクシー券を交付	身体障害者手帳(対象とならない障害もあり) 1~3級	4,940人 134,193千円
自動車燃料費の助成	月額2,500円の燃料費を助成	愛の手帳1~2度 ともに所得制限あり	1,351人 37,950千円
リフト付福祉タクシー	予約料や迎車料を区が負担	身体障害者手帳所持者 愛の手帳所持者 65歳以上で要介護3~5に認定された者	40,606回 (高齢)14,521千円 (障害)50,704千円

の実績金額について、前回資料では事業全体の実績金額を記載していたが、30年度については、は借上料、は燃料助成費の実績金額へ変更した。

~ともに、精神障害者は対象外。

とについては、65歳以上で新たに身体障害者に認定された者は除外されている。

- と は併給できない。
- と は同時に使用できる。

(1) 福祉タクシー券

身体障害者手帳(下肢機能、体幹機能、移動機能、視覚、内部障害)の1～3級の方または愛の手帳1～2度の方で、所得制限(単身で360万4千円)以下の方を対象に、月額3,500円の福祉タクシー券を交付している。令和2年4月現在、契約タクシー会社等は176団体となっています。

	29年度	30年度	元年度
利用者数(人)	4,600	4,738	4,940
決算額(千円)	144,430	142,574	134,193

29年度は事業全体の決算額を記載していたが、30年度より借上料の決算額へ変更した。

(2) 自動車燃料費の助成

身体障害者手帳(下肢機能、体幹機能、移動機能、視覚、内部障害)の1～3級の方または愛の手帳1～2度の方で、所得制限(単身で360万4千円)以下の福祉タクシー券を受けていない方を対象に、月額2,500円のガソリン代を助成しています。

	29年度	30年度	元年度
利用者数(人)	1,399	1,375	1,351
決算額(千円)	38,857	38,000	37,950

29年度は事業全体の決算額を記載していたが、30年度より燃料助成費の決算額へ変更した。

(3) リフト付福祉タクシー事業

身体障害者手帳、愛の手帳所持者や65歳以上で要介護3～5に認定された方が、リフト付福祉タクシーを利用する際に、その予約や迎車に係る費用相当を区が負担しています。令和2年4月現在、契約タクシー会社は67社となっています。

	29年度	30年度	元年度
利用回数(回)	52,361	51,890	40,606
決算額(千円)【高齢】	13,901	14,313	14,521
決算額(千円)【障害】	51,459	50,822	50,704

(4) 移動サービス団体への支援

区では、地域で非営利の福祉活動を行っている団体(区民を対象とし利用実人数が20名以上でかつ1年以上活動実績がある非営利団体)に対し、補助金を交付しており、移動サービス団体もその対象となっています。

	29年度	30年度	元年度
補助金交付団体数	4団体	4団体	4団体
補助金額(千円)	5,158	5,026	5,817

6. 練馬区内のタクシー事業者の状況

区内に営業所を有するタクシー事業者（令和2年11月30日現在）

区分	社(者)数	台数
一般タクシー事業者	17	・一般タクシー 1,269 台 ・特種車(車椅子、寝台、ｽｰﾌﾟ車両) 21 台
限定タクシー (介護タクシー)事業者	64	・介護タクシー車両 86 台

福祉有償運送の現状

1. 福祉有償運送の対象(旅客の範囲)

福祉有償運送の旅客の範囲は、次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人となります。

- (イ) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- (ロ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
- (ハ) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
- (ニ) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (ホ) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (ヘ) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
- (ト) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者

2. 福祉有償運送の対象となる者

練馬区において、福祉有償運送の対象と想定される者と、実際の登録者数は以下の表のとおりです。

（令和2年3月31日現在）

区分		人数	登録会員数	分類 (区分)
高齢者(65歳以上) (161,729人)	要介護	25,537人	397人	二
	要支援	8,601人	58人	ホ
障害者 (身障手帳所持者)	身体障害者	20,405人	311人	イ
	知的障害者	5,050人	46人	ハ
	精神障害者	7,560人		ロ
			重複 62人	
(合計)		67,153人	750人	

* 対象となるのは、このうち、単独では公共交通機関が利用できない者のみ

* 登録会員数は、令和元年度の実績報告に基づく

3. 練馬区で認められている福祉有償運送団体

(1) 練馬区で認められている福祉有償運送団体と会員数(令和2年3月31日現在)

団体名	会員数						保有車両台数		
	イ	ロ	ハ	ニ	重複	計	福祉	セダン	計
特定非営利活動法人 介護支援事業所 縁(ゆかり)	6	8	0	12	-	26	0	3	3
一般社団法人 たまみずき基金	24	1	0	5	-	30	0	1	1
特定非営利活動法人 福祉送迎サービスきずな	22	58	17	9	-	106	3	1	4
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会	74	65	0	1	39	101	3	0	3
特定非営利活動法人 通院移送センタータンポポ	137	30	11	0	-	178	7	4	11
特定非営利活動法人 シニアふれあい練馬	24	40	13	6	23	60	2	10	12
特定非営利活動法人 日本ライフアシスト協会	1	164	17	2	-	184	2	0	2
特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま	23	31	0	11	-	65	2	1	3
社会福祉法人 埼玉福祉会	0	0	0	0	-	0	3	0	3
合計 9団体	311	397	58	46	62	750	22	20	42

会員数および保有車両台数は、各団体から提出された「実績報告書」に記載されている人数
社会福祉法人 埼玉福祉会は、練馬区内における会員数および登録申請時の車両台数とする
網掛け...令和2年度に「移動サービス団体への支援」の補助金を受けている団体

(2) 練馬区で認められている福祉有償運送団体の会員数および運送回数の推移

団体名	会員数			運送回数		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
特定非営利活動法人 介護支援事業所 縁(ゆかり)	45	39	26	797	329	609
一般社団法人 たまみずき基金	23	28	30	95	167	144
特定非営利活動法人 福祉送迎サービスきずな	82	95	106	1,106	1,180	1,504
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会	154	132	101	990	827	634
特定非営利活動法人 通院移送センタータンポポ	142	162	178	26,232	31,992	32,051
特定非営利活動法人 シニアふれあい練馬	100	98	60	2,354	1,845	1,652
特定非営利活動法人 日本ライフアシスト協会	188	184	184	1,661	1,519	1,740
特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま	79	65	65	536	528	627
社会福祉法人 埼玉福祉会	-	-	0	-	-	0
合計	823	813	750	34,037	38,491	38,961

社会福祉法人 埼玉福祉会は、令和2年3月登録のため、実績なし